

令和5年大和市農業委員会第1回総会議事録

令和5年1月24日（火）午前10時40分開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	15番 岩崎敏博委員
7番 池田俊一郎委員	16番 荒井隆幸委員
8番 山口喜充委員	

2. 本日の欠席委員

14番 保田嘉一委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	諸報告
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 4	報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 日程第 5 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出
について
- 日程第 6 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による使用貸借権設定の
届出について
- 日程第 7 報告第 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第 8 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用
地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第 2 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3
条の規定による承認申請について
- 日程第 10 議案第 3 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定
による事業計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による使用貸借権設定の届出について
- 報告第 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計
画について
- 議案第 2 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定によ
る承認申請について
- 議案第 3 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計
画について

午前 10 時 40 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 5 年 1 月大和市農業委員会第 1 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、11 番、田邊義之委員、12 番、木村賢一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

12 月 27 日、大和市民まつり第 2 回役員会及び第 1 回実行委員会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

1 月 4 日、柏木会長、眞壁職務代理、遊休農地対策部会から山口部会長、田邊副部会長の 4 名が、年頭あいさつのため、市長及び市議会正副議長を訪問されました。

1 月 18 日、令和 4 年度第 82 回神奈川県常設審議委員会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございませんか。眞壁委員。

○眞壁委員 説明がありましたように、12 月 27 日に第 46 回の市民まつりの第 2 回役員会に出席いたしました。内容は、まず、進捗状況について、それから、協賛のご案内、ポスターデザインの 3 種類の中から選択、そういったことでした。

なお、引き続き第 1 回実行委員会が行われまして、大木市長出席のもと開催されました。事務局より、監事を委員の互選で決定し、役員会と同じように進捗状況についてご報告がありました。内容は、予算であるとか、広報活動であるとか、無料の送迎バスであるとか、資金の調達活動であるとか、募金をどのよ

うにするかとか、そういった内容の報告がありました。

なお、現在の状況を見まして、今月27日に臨時役員会がございますので、そこで開催の可否をどのようにするのかを含めて決定すると聞いております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうは記載のとおりでございますけれども、1月4日に、記載のと通りの皆さんで、市長、また市議会正副議長を訪問し、ごあいさつをいたしました。市長は、特に少子化の問題、それとデジタル化の問題についてお話がございました。正副議長については、先ほどあいさつの中で申し上げました農業に対する現状を委員の皆さんから意見を述べさせていただきました。なかなか農産物の価格転嫁ができないというようなことで、この辺も何とかしなければいけないというような意見交換がございました。

そして、1月18日の常設審議委員会の関係でございますけれども、これは毎回の農地法第5条の規定に基づく諮問が1件、相模原市の案件で、資材置き場でございますが、原案のとおり許可相当ということで決定されました。

それともう1点は、議事の内容ですけれども、令和6年度、県の農林業施策並びに予算に関する要望及び農地等の利用の最適化推進に関する意見の取りまとめの要領についての説明でございます。4月中に農業委員会に報告する内容でございます。

以上でございます。

こちらのほうは、報告案件につきまして、以上で終結いたします。

○議長 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第1号についてご説明いたします。

議案書の1ページの1件がございました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 相続人がご高齢ということもあると思うのですが、具体的には、どのような方を動員してこの面積を維持していく予定なのか、ご存じでしたら教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 農地台帳上は、この相続人の1名のみが記載されておりまして、従事日数も90日と聞いております。また、この被相続人との間柄につきましては、姉弟という形ですので、亡くなった弟の畑をとりあえず維持していきたいという話で聞いております。

以上です。

○議長 ほかに質疑、意見ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について及び日程第6、報告第4号、農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それではご説明します。

報告第2号については議案書2ページの2件が、報告第3号については議案書3ページの4件が、報告第4号については議案書4ページの1件がございました。案内図は総会資料の4から6ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第5号についてをご説明いたします。議案書は5ページ、案内図は総会資料の7ページとなります。

受付番号1番の生産緑地を所有していた被相続人が、令和3年12月21日に死亡したことにより、相続人である妻が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、亡くなるまで農業に従事していたことから、主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされております。ついては、申出人と長谷川委員とで令和4年12月27日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認して、証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 事務局の説明のとおり、12月27日に私と事務局で現地を確認しました。現地は管理されておりました。また、申出人の夫が農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第1号についてご説明いたします。

受付番号1番については、議案書は6ページ、資料は8、9ページとなります。大和市長から、令和5年1月6日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。継続の案件となります。使用貸借権を設定する土地の面積は2,521㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。令和5年2月1日から令和10年1月31日までの5年間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在5,904㎡を経営しております。農業経営者1名、農業専従者2名、農業補助者1名の計4名で農業経営を行っております。

令和5年1月11日に古木委員と事務局とで現地に赴き、貸人、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号2番については、議案書6ページ、資料は10、11ページとなります。大和市長から、令和5年1月6日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。新規の案件となります。貸借権を設定する土地の面積は2,354㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和5年2月1日から令和6年1月31日までの1年間、貸借権を設定し、水稻を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在1万581㎡を経営しております。農業経営者1名、農業専従者3名、農業補助者26名の計30名で農業経営を行っております。

令和5年1月17日に事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。地元の眞壁委員には、別途、現地確認をいただきました。

次に、受付番号3番についてですが、議案書は6ページ、資料は12、13ページとなります。大和市長から、令和5年1月6日付で農用地利用集積計画の

諮問を受けています。継続の案件となります。賃借権を設定する土地の面積は2,354㎡となります。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和5年3月1日から令和7年2月28日までの2年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在2,437㎡を経営しています。農業経営者1名、農業補助者1名の計2名で農業経営を行っております。

令和5年1月11日に事務局で現地に赴き、貸人に聞き取りを行いました。地元の眞壁委員につきましては、別途、現地を確認いただきました。

なお、所有者から、農業公社への貸し出しは3年契約で1年が経過するところであり、残り2年を今回の件で貸し出すこととなっております。

以上3件の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

受付番号1番について、古木委員、お願いします。

○古木委員 1月11日、私と事務局職員で現地に赴きました。借人及び貸人とお会いし、現地を確認いたしました。現地は露地野菜が栽培され、良好に肥培管理されており、特に問題はないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、受付番号2番及び3番について、眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 事務局の説明のとおり現地を確認しました。現地は管理されており、また、借人についても積極的に耕作をしておりますので、今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございませんでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 2番のほうで利用権の設定を受ける方ですけれども、ほかにも幾つか市内でこういったものがあったと思うのですが、その利用状況についてはどうなっていますでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちら、利用権の設定を受ける借人ですけれども、経営面積10,581㎡やっております、水稻や露地野菜等を良好に耕作しておりますので、特に問題ないかと考えます。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 実績としては特に問題ない方だとは思いますが、今回、新規の案件ということですが、契約期間が1年となっており、ちょっと何かもったいないと思います。せっかくだったらもっと何年か、今までの実績があるところでしたら、積極的にそういった方に利用していただくほうがいいのではないかと思います。

○議長 事務局。

○事務局 利用権につきましては、新規の案件につきましては、まず最初に1年という形でやらせていただいているような状況でございます。確かに、借人につきましては、実績がすごくありますので長期間貸していきたいところではございますけれども、貸人のほうもご高齢でございますので、状況を鑑みた上で、まずは1年ということで設定させていただこうとなっております。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 借人の方の経営面積ですけれども、田と畑の割合はどのくらいなのでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 ちょっと細かい数字はないですけれども、田が3,000㎡ぐらい、畑が7,000㎡ぐらいです。

○議長 他に質疑、意見ございましたらお願いします。木村委員。

○木村委員　　同じ２番ですけれども、この設定を受けられている法人ですが、ここに書いております経営面積が１万㎡強で、私の周辺も最近こちらが借りられてやっておられますけれども、この中でちょっとお聞きしたいのは、経営者が１名で専従者が３名、農業補助者が２６名となっていますが、この２６名というのはどういう方々が補助者として、常時このくらいいるのか、この経営にかかわっておられるのは常時２６名だとか、どういう方がかかわっているのか、わかる範囲で。

○議長　　事務局。

○事務局　　こちらの借人ですけれども、デイサービスを経営しておりますので、そちらの利用者の方が、補助者という形ですので年間６０日程度ということで、常に従事しているわけではないですけれども、デイサービスのところから連れてきて農業を手伝ってもらって、また戻るみたいな形でやっているということで、補助者２６名という形です。

　　以上です。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　そういう意味で、年間を通してこれだけの面積を全体でやっているの、安定してこういう補助者が確保できているのだと思いますが、今後もその見込みであるというか、その辺、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　見込みとしては、当然、従事者は同じぐらいずっと続けられるということで、かつまた、多少耕作が足りなくなってきたのでもうちょっと増やしたいという話も聞いておりますので、何かご紹介いただけたところがありましたらご紹介いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長　　他に質疑、意見がございましたらお願いします。

（発言者なし）

○議長　　よろしいでしょうか。

　　他になれば、質疑を終結いたします。

　　これより、議案第１号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画についてを採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○議長 日程第9、議案第2号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第2号をご説明いたします。

令和4年12月13日付で、同法及び同法施行令に基づき諮問を受けています。議案書は7ページ、資料は14、15ページをごらんください。新規の承認申請です。承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。全43区画で、1区画の面積は全て20㎡です。地元の田邊委員と事務局で令和5年1月6日に現地等の状況を調査しました。

以上の承認申請の内容は、当該農地が、周辺との関係など適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであるなど、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。
- 田邊委員、お願いいたします。
- 田邊委員 本議案について、1月6日に私と事務局で現地確認を行いました。現地は適正に管理されており、市民農園として活用することに問題ないと思われま
す。
- 以上です。
- 議長 ありがとうございます。
- 委員の説明が終わりました。
- これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございませんでしょうか。
- 長谷川委員。
- 長谷川委員 面積が1,800㎡のうち1,100㎡ぐらいということですが、残りの700㎡近くは、この図でいう上の白抜きのところが残地というか、そのところになるのでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 お見込みのとおりです。
- 議長 長谷川委員。
- 長谷川委員 そこは、このまま所有者の方が営農される形になるのでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 そのようにご予定されていらっしゃいます。
- 議長 長谷川委員。
- 長谷川委員 この市民農園を設置するということが、利用者はどのような方を想定されているのでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 この周辺に住宅が多いということから、一般のご家庭の方々がご利用されるであろうということで見込まれているそうです。
- 議長 長谷川委員。
- 長谷川委員 そうしますと、その利用者の方は通作に徒歩ないし、あとは、ねこやそういったもの、台車などを使って来るような形なののでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ご存じのとおり、市民農園ということですので車でのご来場はいただけないのですけれども、徒歩もしくは自転車での通作になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 機具やそういったものを置いておく場所はあるのでしょうか。それとも、それは持ってきて、その都度、持って帰るといった形になるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 都度、持ってきていただいて、お持ち帰りいただく形になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうすると、この市民農園のところには、設備やそういったものは設置されないという認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 他に質疑、意見ございましたらお願いします。池田委員。

○池田委員 前回もお話があったかと思うのですが、特に北部は供給のほうが多いと。

いわゆる需要と供給のバランスなのだけれども、北のほうはほとんど飽和状態だ。ここは中部に当たるのですけれども、それぞれ南、中、北でいわゆる需要と供給のバランスはどうなっているのか。

○議長 事務局。

○事務局 北部のほうは、おっしゃるとおり満員の園ばかりでございます。中部についても、同様に高い利用率ということ伺っています。ただ、今回、2月1日から新たに市民農園の利用者を広報やまと等を通じて募集するそうですが、2月1日から募集しない廃止の園が3件出ています。それにもあるのですけれども、現状稼働していましたが下和田と宮久保の市民農園が、やはり利用率が南部のほうは低下していて、下和田については、現状36区画のうち稼働しているのが12区、それから宮久保については45区画ありましたが、稼働しているのが9区ということで、かなりの低利用率であったということ聞いています。南

部の利用率が低いいため、今回見直しを行って、需要が見込まれる中部から北部のほうに資源を投入することを農政課から聞いています。

○議長 池田委員。

○池田委員 常時そういう対策は必要かと思うのですね。とにかく北のほうは結構需要が多いとは聞いているのですけれども、バランスの考慮もこれから必要になってくるかと思えます。

○議長 ありがとうございます。

他に。木村委員。

○木村委員 今の南、中、北部の市民農園で、北のほうは今の話、以前から聞いていたのですが非常に稼働率がいい。今、南部の2カ所について、事務局から非常に低稼働率ということですが、これは、南部の先ほどの場所を私も承知はしているのですが、調整区域ですね。ただ、これは一旦市が中に入って、農政課が所管になるということで、その稼働率が非常に低くて、ただ、南部でもこういう市民農園を持っている別の方でも希望している方がいるけれども、南部は、今言ったように借り手が非常に少ないので、これ以上広げられないという話も以前から聞いています。逆に、今2件の稼働率が非常に低いということを知ったのだけれども、それを、例えばもとに戻すとか、そういうことはもう、何か特別なことがない限り、白紙に戻すとか、そういうことというのは、市として、その辺は考えておられないのか。

○議長 事務局。

○事務局 すみません、今回、廃止のことについてはご報告いただいているのですけれども、今後、もう一回、再度契約をする予定があるかどうかということまでは、お聞きしていない状況です。

○議長 木村委員。

○木村委員 というのは、南部の問題は、さっき言ったように稼働率がね。ただ、場所によって、もっと利用のしやすい農地であれば、南部でも稼働が100%行くようなところがあるかもしれない。そういう意味で、稼働率の低いところは別の南部の農地へ見直すほうがいいのではないかという意味合いで今申し上げましたので、その辺、また農政課のほうに確認しておいてもらえれば。

○議長 よろしいですか。

他に意見ございますか。長谷川委員。

○長谷川委員 この市民農園を利用される方の条件などがあるようでしたら、お伺いしたいと思います。例えば、市内在住や徒歩何分圏内、そういった何か条件、所得の制限があるとか、所得によって幾らの金額が、段階制に分かれているとか、そういった条件がありましたら教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 市の公設の市民農園という形でありますので、市内在住の方、かつ、この農園に対して徒歩または自転車等で来られる通作距離が近い方で、かつ、2月1日に広報やまによる募集をかけた上で、応募者多数の場合は抽せんによる決定という形になります。

○議長 他にございませんでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 わかっていれば教えていただきたいのですけれども、今の利用率の低下に伴って、農政課が貸し出す枠の部分ですとか区画の部分、それから施設の従事者とか、何か対策めいたものというのは発信されていることというのがあるのでしょうか。あつたら教えていただきたいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 市の公設の市民農園という形ですので、基本的には設備等に差をつけないで公平に扱えるという範囲ですので、過剰な設備投資等を行いませんし、平米数的にも20㎡とか、大きくやりたいという方は、福田ファミリー農園が60㎡という形の1区画となっておりますので、そういったところをご紹介しているという形です。基本的には、利用条件等は全て一律になっておりますので、特にそれについて、稼働率が低いから、じゃ、ここは優先的に何か設備投資をしようとかということでは想定していないと聞いております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。議案第2号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを採決いたします。

議案第2号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、承認することに決定いたしました。

○議長 日程第10、議案第3号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第3号についてご説明いたします。

この法律は、都市農業の持つ多様な機能が注目されておりますが、農業従事者の減少、高齢化が進む中、都市農地である生産緑地の所有者自らによる有効な活用が困難になっている状況のため、一定の要件を満たした事業計画を市町村長が農業委員会の決定を経て認定することにより、農地法第3条の許可を受ける必要がなく、また、第17条の法定更新を適用しない解釈をすることができるようになっております。

大和市長から、令和5年1月6日付で同法に基づき諮問を受けております。今回は継続の案件となります。議案書は8ページ、資料は16、17ページとなります。使用貸借による権利を設定する土地の面積は1,701㎡でございます。借人及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和5年2月1日から令和10年1月31日までの5年間、使用貸借による権利を継続して設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在5,904㎡を経営しております。農業経営者1名、農業専従者2名、農業補助者1名の計4名で農業経営を行っております。

通常の利用権設定と異なる内容として、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容というものがあまして、その申請する都市農地において生産された農産物を主として市内で販売するという基準があり、計画では、直売所やコイン販売機、学校給食などで全量を販売する計画です。

1月11日に、地元の遠藤委員と事務局とで借人にお会いし、現地等の状況を調査いたしました。以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現場等の確認をしていただいております地元委員に説明をお願いいたします。遠藤委員、よろしくお願いいたします。

○遠藤委員 議案第3号については、1月11日に私と事務局で借人にお会いし、現地を確認しました。今回の件については問題ないと思われれます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。議案第3号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを採決いたします。

議案第3号について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

ありがとうございます。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和5年1月大和市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

午前11時25分 閉会